

条文修正箇所（例規審議委員会指摘事項及び対応）

◆前文

- 1 「近代以降は木都、全国有数の一大茶産地として」
→「近代以降は木都、そして全国有数の一大茶産地として」に修正します。
- 2 「大井川からの天与の恵み」
→「天与である大井川からの恵み」に修正します。
- 3 「市域の中心を流れ」は、「にあって」の方が適当ではないか。
→最初の8行の中で、「流れ」という言葉が3箇所出てくる。特に二つ目の「流れ」が気になる。水はそこにとどまることなく、刻々と移り変わっていく中、「結び」、「つなぐ」となっている。感覚的にどうなのか。川（水）の流れではなく、川も地形全体の一つとして考えるべきという意見があつて。「にあって」とします。
- 4 「時間」に「とき」という振り仮名を付けるのは適当か。
→この条例の前文において「時間」の上に「とき」と振り仮名を付けることが重要な意義を持つとの前提の下、法制執務詳解（536ページ ④ i）において、常用漢字表にない音訓を用いる場合はその漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付けるとのルールに従い、付けることとします。
- 5 「駿河」、「遠江」、「国境」等についてルビが要らないか。
→常用漢字表にない音訓を用いるものとして「駿河」及び「遠江」に付けることとし、常用漢字表にない漢字を用いるものとして「絆」に付けることとします。一方、「国境（くにざかい）」については、「国（くに）」・「境（さかい）」との読みが常用漢字表にあるため、付けないこととします。
- 6 「発展的な解決手法を模索し、話し合う時間を刻んでいくこと」の表現は、一般の方に分かりやすいか。
→「逐条解説」の中で説明します。

◆第2条第2号

- 「本市のまちづくりに参加する個人及び法人その他の団体」を「市民等」に含めていくことでいいか。
→第6条第3項の説明にもあるとおり、市民等には分任（税だけではなく、受益者負担金や公の施設の使用料、手数料など法令や条例によって課せられたすべての負担を含む）する義務があります。
- また既に制定されている島田市パブリック・コメント制度実施要綱においても、市の基本的な政策の策定等において、①市内に居住し、通勤し、又は通学する者、②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、③パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有するものを対象として、意見を求めることになっていることも鑑み、「原案のとおり」とします。

◆第6条第3項

「市民等は、まちづくりの基礎となる納税等の義務を果たさなければならない」
何の目的で義務を果たす必要があるかが示されていない。

→地方自治法を参考に「法令等の定めるところにより、まちづくりに要する負担を分任しなければならない」に修正します。

◆第7条

議会基本条例との関係はどのようになるか。

→「逐条解説」の中で説明します。

第2項「及び意見を交換する機会を設け、議会活動に反映させる」
何を反映させるのか示されていない。

→「機会を設け、その意見を議会活動に反映させる」に修正します。

◆第8条第4項

「まちづくりを進めるため」

第27条～第29条では「まちづくりの推進」としている。

→「進める」を「推進する」に修正します。

◆第10条第2項（関連：第8条第3項・第20条第2項）

「入手しやすいよう」という表現は口語的な印象を受けるがこれでいいか。

→法令の例に基づき、「入手しやすいように」の「に」を補うこととします。

《観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律》

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者(以下「観光圏内限定旅行業者代理業者」という。)は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいよう^に掲示しなければならない。

◇第8条第3項『参加しやすくなるよう』

法令において「しやすく」及び「なるよう」との表現があるため、その表現方法を組み合わせたこの規定については、「原案のとおり」とします。

《がん登録等の推進に関する法律》

3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

《いじめ防止対策推進法》

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

◇第20条第2項『理解しやすいもの』

法令において同様の規定があるため、「原案のとおり」とします。

《総合法律支援法》

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号から第六号までの各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

◆第12条

見出しは、「個人情報の保護」とした方が適切ではないか。

→「情報公開」を「情報の公開」としていることを考慮し、「個人情報の保護」とします。

◆第17条

第1項 「及び財産の保護を目的とする総合的かつ機能的な活動を行うため」

説明が長く、分かりづらい。

→「及び財産を保護するため、(中略)と連携し、総合的かつ機能的な危機管理体制を」に修正します。

第3項 「災害時の自主防災組織の活動」

前項では「災害等」と使っており、「災害等時」と記載すべきでは。

→「災害等時」では読みづらい。自主防災組織の活動の説明は具体的に記載されているので、削除します。

◆第20条

何を適切に対応できるものとなるよう配慮するのか、対象を明確にする必要はないか。

→I案：法令に原案と類似の規定があるため、「原案のとおり」とします。

《中央省庁等改革基本法》

(中央省庁等改革の基本方針)

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

八 国の行政機関(その内部組織を含む。)の編成に当たっては、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得る仕組みとすること。

→II案：意味としては「編成に当たっては、」の次に「当該内部組織が」が入るものになると考えられますが、文言が重複するため、「内部組織の編成に当たっては、」を「内部組織が」に改めることとしたいと考えます。

◆第24条

「職員から行われる通報」

→「職員からの通報」に修正します。

◆第26条

委員の全部又は一部については、委員の全部を公募することは想定があまりないものと考えられるため、「委員を公募するよう努めるものとする」とすることがいいのではないか。

→現実の話として、委員の全部を公募する可能性は低いため、「委員を公募するよう努めるものとする」とします。

◆第27条

「それぞれの役割の理解を」

→「それぞれの役割について理解を」

◆第31条

「委員会の組織及び運営について必要な事項」

→他の条例の規定に合わせて「前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項」に修正します。

◆第32条

「市民」は「市民等」の方が適当ではないか。

→「市民等」に修正します。